

雇用関係助成金を申請される事業主の方へ

## 不正受給防止対策を強化しています。

雇用関係助成金は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の職業能力向上などのために、多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給も見られます。このため、厚生労働省及び都道府県労働局では、不正受給防止対策を強化しています。

### 不正受給を行った場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業主の名称、所在地、概要
- ・ 不正受給の金額、内容

を **公表** します。

◆雇用関係助成金は、平成22年11月1日、その他の雇用関係助成金は平成26年4月1日以降の申請から実施します。

◆特に悪質なものについては、**刑事告発**します。

#### 不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給を行った事業主は、平成31年4月1日以降、新たに返還額の20%に相当する額が請求されます。また、既に支給した助成金は返還していただきます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日、支給を取り消した日から5年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金を受けられなくなります。

厚生労働省・神奈川労働局